1968年~~度~~第61回宜野湾市議会会議録（定例会 ~~臨時会~~）

※ 9月18日（第2日目）　（午前10時一分開議）
（午後4時5分散会）

※ 出席議員（21名）

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真大	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原憲信
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村孝仁
16番 武島行男	17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（　名）

なし

※ 説事説明員

市長 島袋全一	助役 沢し安一
~~収入役 宮里将俊~~	総務課長 呉屋好永
住民課長 棚原盛真	厚生課長 伊佐友誠
税務課長 仲村春信	農林課長 崎間政光
商工観光課長 古波蔵信三	都計課長 知花義世

水道部長	仲村春盛	営業課長	奥里将弘
会計課長	多和田真一	工務課長	金城健栄
教育長	宮城伝三郎	教育委員長	仲村春勝
教育副委員長	石川栄良	教育委員	桃原正貫
教育委員	仲本正重	〃	崎向健一郎
会計係	知花栄幸		

※ 事務局出席者

局長	米吉健男	庶務係長	照屋敏
議事係長	新垣真由	書記	比嘉定治
書記	仲村春夫		

※ 議事日程

日程第1 議案第65号 教育区債を起こすことについて.

日程第2 議案第66号 1969年度宜野湾教育区補正予算

日程第3 陳情第2号 普天間第二小学校(仮称)開設準備について

日程第4 諮問第3号 水道庁舎建設について

日程第5 議案第69号 宜野湾市水道事業変更について

日程第6 議案第70号 市債を起こすことについて

日程第7 議案第68号 1969年度宜野湾市一般会計補正予算

日程第8 議案第67号 1969年度土地区画整理事業第二地区特別会計補正予算.

議 ど

是非賛成されてありますので、引き
り午後の議を開きます。
（午前10時~~10分~~）

議 ど

休憩いたします（午前10時10分）
再開いたします（午前10時20分）

議 ど

本案に対する提案者の趣旨説明
を求めます。

市 ど

次説明申し上げます。主任事務官
が読み上げる通りでありますけれ
ども、別度新年度に体育館
を建設することになりまして設計費中
の計画費として3万ドルを計上する
ために、ご提出をいたしました。それから議員セッター

は嘉数中学校、嘉数小学校、宜野湾小学校の3校の給食センターとなっております。3校の給食センターという形になっております。そしてこれも移転補償がございますが、モデルを対応策として準備しなければいけませんので、この補償にあてるために沖縄開発庁から10年の約束でいろいろモデルを組入れしていたという形になっております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議　長

本案に対する質疑を求めます。

8　番

この36,000ドルの起債に対して、その目的が嘉数中学校の体育館、給食センターという形になっておりますが、基地内での潜水艦の事故の中にもございますように、本年3月から嘉天(的)小学校の1校、第二小学校が設置される形になっている形でございます。そこで学校が設置されるにつ、それに伴う基本施設が必要であると、そう思う点でありますが、それに対する予算そのものは白紙撤回でございますが、これとの関連、また起債をして、この基本的施設をしなければいかな

いとい う計画があるならば一緒にやった方がいいんじゃないかと そう思う訳ですが、その辺について御説明願います。

市　長

今例提案してありますのは 高齢障害者に総合センターの建築費の一部でございますので これは関連するかも知れませんけれども、まずこれについて御審議をお願いしたいと思います。

8　番

いや、そこでですね、3月というのは、まうすぐでございます。もしあの施設をするために 例で洗濯ではなくして どうしても建築を必要とするならば 一緒の同じ敷地内手続、一緒にした方が、かえって効率的だ。そしていろんな手続上もいいんじゃないかと いろいろに考えてありますが これは 例で洗濯で出来るという 例を踏まえてあげられる訳ですが。

議　長

休憩いたします（午前10時11分）

再開いたします（午前10時12分）

十　ぜ

並木小学校の校舎の設備の問題につきましては、財政との関係からぜひ考えてみたいんです。例えばこれを考慮して設計してこれを検討したいと考えてみたい。

十一　番

総合センターの実施設計について次の問題点があります。

第一点　ぜ設置されている未設置の学校に対して番号としてどう考えているかどうか。又その番をどう形で実現するのであるかどうか。その点について。

十二　ぜ

総合センターの実施設計にはいりますと次の議案の予算になって参りますが実施には次で次議に申し上げまして、あらためて申し上げますと計画費が6,000ドルで設計費が16,000ドル3校分ずつに進むものを1箇所に集中的に学校の敷地内に建設する様になってまいります。それから次の問題(ロ)にはの未設置の所は設計との関係の問題もございますし、面積ということは出来ませんけれども、出来るだけ早急に設計費の

当ってやる様に進めております。これは
学校の(0)建設もございますけれども
ちゃんと建物建物をもらって進めら
なければいけませんので、出来るだ
け早くにやるということで申し上げ
られません。又延ばすなどやるということ
はなされておりません。

11番

教育センターという基本的な考え方
を打ち出している以上は未設置の学校
についても引き続きこの教育センター
の中に例えば沖縄が出来ないかどう
か。出来ない理由と、それからどちらか
建物例がなければ出来ないということ
については、全く解する訳であります
が、その政治の建物例が何時何
年度にやられるかどうか、それは当然
議会としては、基本的な考え方として
持ってみられるべきじゃないかと二の
に考えておりますが、それについての答
えを願います。

教育長

お答を申します。例ここに計画されて
おります所のセンターの方は2～3
年前からやはりあの3校をで沖縄さ
れてあってものであります。
それが、例度の教員と生徒数が出来て

ないでこれを実施しようということであります。尚未設置の所においてはやはりこのこういうような補助の方は無理ある訳でありますって。やはり決にそういうようなことは計画されるものと思ってみります。

これはお教育からの給食センターあるいは給食準備室の件については、例えば所90%補助するというようなことを先の方針を変えてみりゃいんって。やはり例えばそういうことによって、どこで計画されない所は実施されるんぞというふうに思います。

11番

兵庫の方では納得出来ません。

ふーる手あがら計画されてあったと。この給食センターがふーる手あがら計画されているとするならば何故事務的な手続を入れて計画が出来なかったかどうか。そういった面について申している訳であります。更に給食センターというこれが立きりに打ち出されている以上、これは直営方式の教育行政の中で単独に設置した方がいいのであるかどうか。あるいは又給食センターとして一括して その給食内容を検討した方がいいのであるかどうか。そういった面の基本的な考え方を申して

いる訳であります。しかし墓地的中立性にあっては、墓地中立性より住民に決定されている立場であります。状況の変更から計画がおくれるならば墓地的中立性を保持して、どういう計画がなされなかった、その責任について伺います。

諮問

休憩いたします（午前10時25分）

再開いたします（午前10時26分）

住民対策

全住民総意を集約する場合には先ずそこの地域、これは個人意思が例えばゴルフ場とは意思が違いますそこに、その地域が先ず最初に計画してもらわなくちゃならない、そのときには、その地域がまとまって見解を住民総意の集約をしようというが例えばもとも、そのときにはじめて、建設には計画がもれる訳でございます。建設がいくら計画しても肝心の地域に住民総意にまでそごがあって言ってもいということになる場合は、大学田りょうゴルフ例えばゴルフ場理想センターを計画されてある地域は例えばその地域の住民総意にまで熟慮が例えばつまりなさ

れてはかった。それを待っておった訳でセンターにしてもらいたいということは、前段清掃工がずっと前に出まして単独ではどうも不可能だということで、定員的には3校で約3,000人位いでセンターとしても大体標準的な規模であるし、その是非3校でまとめてほしいというお願いをいうお願いというお願いがありまして、そして学の地域の学校給食という観点の実施をする地域のまとまりこれを踏まえまとめて頂きたいということをあわせておった訳ですが、しかしながら反面この学校給食においては所の所なるべく単独が望ましいと申されておいます。出来るならばそこで他の所でやられていない所で汁運はないものかとあっしやいましたが、これはご存じはずっと出てありますが、所申し上げます様に先ず学校実施に移すというその地域さえそれがはっきりP.TAですね、学務側からのないというそこらでは、面でここも学校実施にせよという訳にもいかないので、所までのいきさつはいろいろあっているとこう思います。

11　秀

秀吉は主要車両側っているんじゃないかと私は考えています。と申し上げますのは、地域がやるならば秀吉はそれに従って汁運を申されていく。もいう所

ら考える。それをもし考えるとするならばですね。これはまず教育行政サイドのものですね。教育委員会が私的違っているんじゃないかということは、当然的中学校のPTAの問題のそのことにこれは父兄から要望されている問題であります。しかしこれは例えば、地域的にやはり当然要望が決定して実施すべきであるということを再三学校側あるいはP.TAの幹部からその都度父兄になされてあります。そこで要望にいたしましてもやはり父兄、あるいは学校側の要望に答えるべく決定を進めるべきであって、地域が要望するからということもあるからはいろいろ一方的にPTA学校側に責任を転嫁するということに対して、私は非常に憤慨やるかないろいろ話はいろいろでありますが、この総合センターを例えばやる場合にどうして含められないとかった様な例えば生徒の規模あるいは又法的に抵触をするんだというような点があるならば、私は納得しますけれども、それがない限り当然、当行って単独にやるならば単独にしてもらうし、あるいは又教育行政の立場からどうして総合センターとして合理化すべきだということであるならば法に抵触しない範囲内で出来ないかどうか、そうなったことを私聞いている。あるいは絶

的に非常にむつかしいというような
があるなら但、そうもった面をはっき
り説明がいくまで説明して頂きたと
思います。

相談係

これは重複というか多のものにまたが
答弁する様にいけるやうで、例えばの
いきさつをまた知って内容を申し上
げるだけでよりよりて、別に法的な制
限とかそういうものはないものと思っ
てあります。又例面をやってくれという
ことをいろとあっしやってありますが、それ
はまた行政的なそこまで受けた感
じは持ってありません。事務局として
はですが、あるいは文書で受付説明
を実施してくれというそういう要請を
受けた覚えはありませんので、だからそう
いうことも知ってないということも考え
てあります。

以　書

それはまりとしていて、総合センター
を実施するにあたって、教育行政の立
場から総合センターとして、例えると非
常に矛盾点いと、あるいは又非常に
問題があるというような点なことがもしあ
るならば、それを説明して頂きたいと
思います。

○議長（対馬）

別に異議ありません。そういうのは（事）いてありません。異議あっせずやらすみやかにその地域から盛り上っていわゆる、しばらくかかってあっちという形な状態じゃないかという私達は思っています。そういうことであって、それをいいようで逆をねさせてあらん所の問について、そこらでいろで手が届いてないんじゃないかという感じがするってないんです。

○11番

ということは事を起こせば責任（が）伴う訳はそういった陳情も任意なされなかったそれに対する責任問題としては、それは、そのやるべき責任はあるんですが、やらないというふうに解してよろしゅうございますが。

○議長（対馬）

そういう意味ではなくて、結局そういってくれということがあったことが（事）ごとくんであって、それが主になったんじゃないかという感じがしたそれだけであって、決してないがしやがんという、そういう訳ではありません。

11番

なぜかというやるということであれば、統括この度のこの総合センターの中に一緒に計画をして、そして総理化計画を考えてやるべきなのかどうか。これは第3回の面についてもこちらが提示すれば喜んで協力すると私確信しております。おそらくこういうふうに一方的に片一方は残して一方だけ実施した場合には問題があるんじゃないかと思います。

議長

これは例えばの場合を私が言ったことを申し上げて話ですが、これを統括やってない未設置を一緒に統括やるかどうかについては私から申し上げることは出来ませんので、統括の中で私の知った範囲を申し上げて話でありました。

11番

じゃ、責任ある所管を呼びます。

議長

休憩いたします（午前10時30分）

再開いたします（午前10時34分）

教育長

足利の事情の様を知れさんから申し上げた訳でありますが、結局現在の総合制のことについては私はこういうふうな考えを持っております。総合制の方はやはりその学校その学校でやった方が教育いいんじゃないかと、そやね。その理由はやはり自分の生徒を自分の学習区における所の職員でもって面倒をみやって上げるというような方面の教育は職員の上からはやはりその学校、その学校でやった方が大きいと思います。只問題になるのは、統合校という問題で結局制度センターというものをいうとやはり統合校に色々と負担が多くなるということで、こういう別なことが考えられると、従って他校でもやはり県によって、その業務センターをやらずに、そして各学校、学校でやっている所もありますやはりこういうふうなことも考えられます。それから別に研究校センターにするというふうになってみていますが、やはりその時期と残りのそういうふうな残っている学校との時期がやはり一緒にするのにマッチしなかったというような点もあるんじゃないかと。もう一つは、まずはその学校でもってやはり自分の学校、自分の学校で単独にやった

方がいいというふうなことも考えられる
と。従って そういうふうなことがこれ
が例外、続いての学校が一緒になら
なかった理由はそこにあるんじゃない
かと思います。

11番

基本的な考え方として、宮崎清さの
給食委員会としては、センターとしてはせず
にやるんだが、経済的な面からやむ
をえず、センターにしてもいいように解
してよいでしょうか。

教育長

これは私の考えであってですね宮崎
清さの委員会の考えではありません。

11番

私がお聞きしているのは、宮崎清さ
教育行政のですね考え方これを聞
いている訳であります。主観個人的な
見解はおいといまして、と申し上げま
すのは、最大の中学校においては再三こ
の問題が早く学校給食を実施して
くれという親の要望は再三ございます
しかしながら目下教育委員会においては
単独センターにすべきであるのか、或
いは又単独に設置するのであるのか
どうか、そういう面、基本的な、線がは

きりすてられなかったそれが例えば学理の面、そういった面も果敢なりなかったんじゃないかと、私はいま考えております。従って例の総合センターの設置にあたっては教育委員会としてはきびしい厳格な考え方があったと私は思っております。これは勿論この経済の面、あるいは又その他の事情等も考慮して直営で教育委員会に対して例えばセンターにする方がいいというのと、あるいは又単独でぼりとにやった方がいいと色々考えなければいけないわけ。

先ほどもそれを上に私はこういう計画があったんじゃないかと思いますが、そういった私なりのことを申しているわけであります。

更にもう一つ、この総合センターを設置するにあたっては、陳情があって或いは要望があったと、あったから教育委員会はそれに対応して実施をしたんだという私なりのことをあっしゃってありますけれども、じゃもし例えばそういう陳情がなかった場合、やっぱり委員会としてはやらないであろう考え方であるのかどうか。そういった非常なる考え方を私にして頂きたいと思います。

教育長

この段階においてやはりある程度一つにして総合センターをつくるが最もいいというような考えの方々にこれが提案されておりまする。それからそういうような要望がない所は従来通りでもそういうふうにしてみたらということで、あります。これはやはりこういう要望がない所であっても、これがいいということであれば、やはり要望のあった所とどうだと是非総合センターを作って頂くかというかたちのことを話合いすることが出来る。その時期が熟してから個別にそういうふうにお話をすることが出来ると思います。

11番

そうしますと当元(町)中学校においては まだ熟していないというふうにお考えになっておりますか。

教育長

現在の段階ではそうです。

11番

この総合センターが熟したんだというお話の所で計画を進めてもおつもりやりますけど。おがみ(勇)きしていらっしゃっては、でっかく総合センターを設

置するという計画が進められている中で決して菅天町中学校を私この中に組くめたからとかって別に不公平な面は出てこないと私考えております。距離的な面から云っても、あるいは又生徒数からいっても僅かしかこれは多くならないと私思っております。

従前そういうことを考えられずにこの計画の中に組みなかったかということに対して私非常に不満でありますがこれについては一応要望があったからだろうが、この計画をする時点において組められないという何か他の確たる根拠があるならば私は了解いたしたいと思います。

これ例えば計画進められましても、充分可能だと私思っております。実地において充分賛成できます。菅天町中学校のPTAあるいは学校決して菅天町中学校のPTAが単独で設置してもらいたいということは毫頭考えておりません。早く実現してもらいたいということが学校並びにPTAの熱望であります。

議長

休憩いたします（午後10時42分）

再開いたします（午後10時50分）

3　番

事務局での知恵さんに一寸お伺いいたします。この6人で議事が提案されておりますが、市民にこの案を送付するまでに教育委員会において、この4の審議にどの位の時間が費やされましたか、それと出席状況等についてお伺いします。

助役様

審議については、はっきり申し上げられませんが、ある4時間位の2回でございます。

3　番

議員の0時ということになる訳ですね。すると2時間とも全員出席して審議なされましたか。

助役様

委員が所用のため本日出張でありましたために委員は4名であります。
しかしその内容については3人で出席してくれということは別委員さんに伝聞して参ります。

3　番

委員は現在出張ですか。

議計係
間はあり得りになってありません。

3番
本土出張の日程は何時から何時までだったでありますか。大体で結構です。

議計係
8月7日から8日一杯ということになってありません。

3番
何日間行っておりますか。

議計係
8月7日から14日。

3番
この書類が本土に出張している約2週間の間、果たしてこの2週間の間にこの件に関する書類の書換えをしなければいけない事情があったかどうか書類がいる時に書換できなかったかどうか。その辺の事情を説明願います。この市民に迷惑させた65万円請求に関しては当然これは書類の誤謬でありますが、この誤謬に基するまでに書類の書換において異なった発言がなかったかどうか。住民

が一致して了解で結論がだされたのというが、特に私は総合センターの件に賛成をあいてあります。

関計係
私の記憶してあるところでは、別に異って意見ということは記憶してありません。

3番
別は事務局構想としての方法さん貴方(達)人の了解として結構だからそこで委員会が開かれた場合には当然貴方はそこに出席しているはずであります。貴方が出席してそこで了(承)して、その範囲内で答えて結構だから、各委員からの意見はなかったですが、別々に単独にすべきであるとか、いや一般の事情から単独のほうが理想ではあるが、将来に実現するそうには、併合して総合センターに持っていくべきであるとか、2つの大きな了解に分れると思いますが委員の(個)々の委員の意見が分れていなかったかどうか。

関計係
この件につきましては、委員会というそのものが、諮問という性格が強いので

例えば総合センターとか、あるいはその総合建設につきまして、この点除このとっくんでやったのが今の時間と申し上げたわけで。

3番

私がさきに敬老会という質問で答弁を求めないで、事務局職員で結構だという形で答弁を求めておりますのは両方の答弁を聞いて必要があれば、敬老会のメンバーを出席させる必要があるかどうかを判断するためですから、私の質問に対して答弁だけすれば結構です。
意図がわかったかどうか、あったらあったわかったらわかったで結構です。

議長殿

ただいまの場では、そういった要望の意図は聞いておりません。

3番

わかったわけね。ひとつ議案は内容が2つの内容が含まれております。総合センターに関する件と保健館に関する件。従って起債36,000ドルは1つの目的に使用される予算となっております。これを一括して1つの議案にしたのは、事務局の責任者で両方の説明で

あるのか、教育委員会の決定によるのであるのか、給食センターと保育園とは事務局の所管であります。基本的には、児童生徒の健康教育という面からはいっておりますが、具体的には2つの(3)殿であります。これは一括して1つの請求として市長に送付された。こういう形式を取ってあるのは事務局の判断によるのか、委員会の判断によるのか。

説明員

これは事務局の判断によって、委員会の決定でやっております。

3 番

事務局は教育関係の請求は補助において書類される場合には、他の市一般行政の請求とは取り扱い方に異なるのがありますよ。よく知っておりますね。そういうその必然性題にあがれて上にやざやざ2つの内容を1つに合併して事件として市長に送付されそんでですが。

説明員

そういう意味ではなく、事務局としては、委員会が選定する場合には、補助の補助決定を待って、更に又

中央委員会の認可が必要となります。そのためには莫大な事務処理が必要となりますので、出来ることならばブロック結成にしてやって事務の処理面から委員会は決定して出してあります。

3 番

しかし議会においては、内容が個々に審議されます。内容がコリであれば別々に扱りにコッ、ケッというふうに複数的内容の案件であった場合には、そのうちに半数に賛成半数に不賛成の場合には、これは表決の場合には、やはりとるべきものであります。が、扱りにそういうことがなかったにしても、あるいは又事務処理上煩しいという点があるにしても手続きは手続きである。請求として議会に審議するために提案するからには面倒くさいとかいう理由はそこに存在するはずはありません。別個の内容であるからには、別個の案件として出すべきじゃなかったか、私はこう考えてありますが、どう思ってありますか。議会センターは3項に関する(イ)項、評議(ロ)項は1項に関する(ニ)項、更に学校という(ホ)項とはっきり離して考えても議会と評議とは差引申し上げるに、特に別の(ホ)項である。．．．

この事件が市民に連絡されるようでは
どういう経緯を辿ったかを知るために
は先ず貴方に質問しようとからよく
伺いました。そして今日のこの65号並
びにこれと関連する66号議案が今
日の臨時議で審議されるということ
を教育委員の方々は知っておられます
か。

議長殿
はい。事前で今日議会があるということ
ことをお知せいたしました。

3 番
自ら市民のところにこれを議会に
諮って賛成してもらうようお願い
出てあるからには、足が棒でも賛成
という積極的意欲があれば必要が
あれば連判ここにさかりさるという
ふうな面魂がなくてはいかんと思う
が、そこら附近に結明してあられる
か。みれそれ所では教育委員の数
は誰も到さるやんが。

議長殿
現在の所は結明されておりません
ようなお集り致っております。

3．書

この問題に限らず教育委員の皆様は審議を進める上においてやはり教育委員の方々に直接積極にいろいろと動かなくてはいけない状況にぶつかります。特に私どもは事務局員でもありませんので、そういうことはもっぱら御承知のはずと思いますが、逆に行政自身も教育委員の方に直接お動きくださる点がおるんですが、残念ながらそこにあらわれませんので質問することが出来ません。ということは結果的には議事の進行のさまたげになります。従って教育長先生もお忙しになってありますが、やはりこれはルールの手続上の形式でしかありませんので、私は教育長先生に対して強く申し入れます。最も地に動きたい点がありますが、やはり例申し上げて形に振り下げて問題を審議するためには振り下げて動かなくてはいけません。そのためには教育委員のメンバーにやはり動きたい点がありますからということだけを添えて発言があった。こういう発言があったということをルール教育委員の方に御通知を致します。

議　長

本案につきましては、一応質疑の段階で継続審議にしてみたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議　長

異議がございませんので、本案については質疑の段階において継続審議といたします。

議　長

休憩いたします（午前11時45分）

議長

再開いたします（午後11時15分）

休憩前に引き続き予算議を開きます。

次は①第2議案第66号1969年度立野学校敷地造成神社工事を上程いたします。

議長

お諮りいたします。予算につきまして一応質疑の段階で継続審議としておきたいと思いますが、何か異ったご意見はございませんか。

（異議なしとの声）

議長

ご異議がございませんので、質疑の段階において継続審議といたします。

議長

休憩いたします（午後11時16分）

再開いたします（午後11時18分）

議長

2分休憩中にお諮りいたしまして選挙を行うために①第3に陳情第4.2号.第5.6.第7.8.第9.10.第11.12.第13.14.（仮称）

(前)設準備についても申請に上げることにいたします。
一応事務局をして説明させます。

議長
休憩いたします(午前11時25分)
再(前)いたします(午前11時25分)

議長
予算につきましては、質疑の段階で慎重審議としておきたいと思いますが、他に特に御意見はございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議がございませんので、右採決決定いたします。

議長
休憩いたします(午前11時26分)
再(前)いたします(午前11時27分)

議長
①補第4号議案第3号 水道条例
②設についても上程いたします。

議長（宮野）

ありがとうございました。

次に、議案第1号から議案第4号までを一括して議題とします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号

以上、一括して提案理由の説明を求めます。

市長（宮野）

議案第1号から議案第4号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号、宮崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、所得税の税率の引上げ、住宅ローン控除の拡充、上場株式等の譲渡益課税の軽減措置の延長、ストックオプション税制の拡充、相続税の基礎控除の引下げ、相続税の税率の引上げ、相続税の課税対象となる土地の評価の見直し、相続税の納税猶予の拡充、贈与税の税率の引上げ、贈与税の課税対象となる土地の評価の見直し、贈与税の配偶者控除の拡充、たばこ税の税率の引上げ、軽自動車税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ、自動車税の環境性能割の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引上げ、ゴルフ場利用税の税率の引上げ、鉱泉浴税の税率の引上げ、入湯税の税率の引上げ、事業所税の税率の引上げ、都市計画税の税率の引上げ、固定資産税の税率の引上げ、固定資産税の課税対象となる土地の評価の見直し、固定資産税の負担調整措置の見直し、固定資産税の課税対象となる家屋の評価の見直し、固定資産税の課税対象となる償却資産の評価の見直し、固定資産税の課税対象となる償却資産の評価の見直し、固定資産税の課税対象となる償却資産

ないかというふうに考えております。
これを3階に増築した場合には、現在の水道管の亀裂、それから今の建屋置き場等を車置場にすればある程度車も収容できるようで、3階に増築した方が、隣とのつながり住民との絶縁の問題とか、3階を増築した方がいいんじゃないかというふうなことに考えております。
それで諮問をした訳でございます。
現在のこの建物の状態はそのままでございまして、これを3階建ればその事務所、あるいは消防事務局とするお考えの向きもいろいろありまして諮問にあがらないうちから色々考えてこうというふうにしてあります。

諮問
　公民館に対する諮問を求めます。

3　番
　いっけ屋が廃業するようだ。あいよそどっちの会の番(子)が入るか。検討している模様です。

市　長
　あいよそ3,000万円程度を考えております。

3番

ここにプリントに挙げられている一切がっさいの計画が実行されるまでの総計算ですね。

水道部長

お説のとおり上げます。実行中に上げられる3億5,000万ドルというのは大体。これは片側のみでありまして、片側を使って現在の水道部の敷地、あるいは事務所あるいは、事務所をつくるべき事務所を造るというようなものと、今から建設する分とが、いろいろ入れて総額には大体4億5,000万ドル位を予想してあります。

3番

この片側の建築に対しては、水道側計算をとられてありますが、別箇所だけで点検も済むが、起債の必要がありますか。

水道部長

大部分は起債によって賄うと考えてあります。

3番

もう1つ市役所事務所駐車場というものに到取(四)になってありますが、何坪、上

どうでしょう。これは隣りが水道部用駐車場となっております。駐車場の両方の位置ですね。両方交換してそのと弾力のようなどうしょうが、両方にとって便利であるが、そういう点両は充分に検討されましたか。

水道部も

この駐車場の関係では、例の所大体こういう方が便利じゃないかというふうであって、この線がどうすればどこがどうとか、その具体的なことではいってありませんが、この四項目に別な場合、水道部の場合には外人客が非常に多い所であります。

そこで普段その所くで例でもいえば自動車であると、例事にして郵便局敷地の前に郵便局所有の敷地を無断でその使用している状態で一時しのぎにしのんでありますが、どうしても水道部の場合には一般的に外の方が外来者はないという訳じゃありませんが、普段5-6台はそこにいると、その駐車がそうもしこれを使う場合には、この1階のせく弾力の関者以外をこの外来者駐車場に向けるという場合には敷地そのものが狭隘でありますので、実際にこの目的に対した場合には、ある程度その

不便になると予想される訳であります
が、しかし今話し合った点で現在の市
の駐車場になっております。市役の
西側をやっぱりそのまま駐車場として
それで水道事務が入ってくるには、又その
内一方を資材置き場にすると、それ
で、現在水道局のある敷地の近辺は
なるべくなら裏から入る市の職員の
駐車場にしたらどうかという形に話
し合いをしてはなっておりますが、これが
どの程度かという形で出来るかそれ
まではやっておりません。

3番

市役所事務と水道部事務の駐車場
この境界線を示すために杭に印さ
れておりますが、そこは多少工夫され
てさせる訳ですが。

水道部長

これはこの線は仮定をゆく上げたら
一寸ずれておりますが、丁度水道部の
あれは現状の段階になっております
ある程度水道部庁舎と倉庫付近は
段になっております。だからこの距離
はあくらでもあの段を予想して事務
であって、いくらかの測定は出来ます
この段を示して大体この附近からはと
いう形でそれであって、はっきりしたその

スケールで測った線ではございません。

3番

この説明書が今ごろ、議場で配られた方々に本件にかかる案件は臨時に提案されるお考えですか。方側事業に対する予算を組む諸案件の提案は臨時に予定してありますか。

水道部長

これは振りかえって点検で説明申し上げんと一寸制限。

3番

いや それは省いていいです。これはあくまで貴方がたは方側事業法定期間内に必ずやっていきたいという前提で話し案件がきまってあります。従って議場でそうおよろしいという答申を得ればよい次に進むはずであります。

水道部長

分議会に600案件として予算をおくれと思います。これは出来るだけ急いでやりたいと 他の場合はそうであります。

3 番

そうすると その3つの順序に皆さんが意見する前に議会のスムーズに通った場合、この4番目を実施するのは、時期はいつ頃を目途としてありますか。

小田部 ご

これが順調にいきますとするならば来年度の4月頃には実施するんじゃないかと。

議 ご

休憩いたします（午前11時33分）

再開いたします（午前11時40分）

議 ご

本案につきましては、一応質疑の段階で附帯決議としておきたいと思いますが、附帯決議ございませんか。

（発言なしと呼ぶ）

議 ご

附帯決議がないので原案決定いたします。次は第14号から第17号、平成3年度水道事業予算についてを上程いたします。

議長

学事に対する関事者の様な説明をお願いします。

5番議員

御答弁申します。この第3期計画の事業変更拡張については去った時の予算議会で予算上で決定する場合に御説明申しあげる筈でこれはあくまで水道事業変更いわゆる給水の拡張ということは変更という事業が使われてありますが、認可を要するものでございますので、今の認可申請に議会の議決を証する書類を添付しなければならないものでございまして、まず内容については4月にも説明いたしましたが、第一期事業で、敷設延長、それから敷設延長の新規拡張計画、それから変業系延長の改良計画、それから新城第二地区整理の新規拡張計画、そういう事業を69年度事業でやりたいと、それで内容については添付してございますが、この条件はあくまで認可申請に対する意思決定を証する書類を添付するために提案している訳でございます。

もし、質疑がございましたら御答弁願います。

議長 一、休憩いたします（午前11時34分）

議　長

（　）内の時間（　）を休憩いたします

議　長

第69号議案と70号議案が関連いたしますので　70号議案の市債を起こすことについて　工務課長の説明を求めます。

工務課長

この70号議案については　主程69号で説明いたしました者数地域の新規拡張　それから真宗寺地域の改良計画、第2地区の新規拡張計画に対する資金運用部からの企業債を起こすことについての企業債を起こすものでございまして　その事業費の充当にするためでございます。

議　長

両案に対する質疑を許します。

議　長

休憩いたします（午前11時44分）

再開いたします（午前11時46分）

議　長

第69号議案　第70号議案につきまして質疑の段階で継続審議として

おきたいと思います。内容説ございますが。

（説明はしないでください）

議　長
内容説がございますって、右折決定いたします。

議　長
討論いたします（発言なし）
採決いたします（発言なし）

議　長
次は第4番。議案第68号 1969年度宜野湾市一般会計補正予算第1号について上程いたします。
本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助　役
内容説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、まって68年度予算に計上されておりますところの伝習住宅の建設、それから喜友名の排水、それから宜野湾の排水の政府補助事業が68年度の年度内に執行することが出来ませんので、一応68年度の予算にあげまして、繰越に落とし

さいて、原(田)さんを追加提出するのが大きな提出の目的でございます。

それから69年度の当初予算において一応計画してありました研修等が財政状況によりますところの支入減によりまして、一応減にいたしました経費がございますので、その面一応研修等については、第の(6)上の面からどうしても必要であるという訳で一応それを復活するという形を内容でございます。一応順序に従いまして御提出をゆし上げたいと思います。

議　長

休憩いたします（午後2時10分）

再(開)いたします（午後2時11分）

議　長

本案につきましては質疑の段階で継続審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長

御異議がございませんので本件決定いたします。午後は2時より再び本会議を(再)きます。休憩いたします

（午後2時12分）

議　長

尺八等に書いてありますので、じゃあ引き続き、下段の会議を行きます。

（午後2時4分）

議　長

ただいま議にあいて継続審議中の第65号議案並びに第66号議案及び陳情第2号の3件を一括上程いたしまして質疑を許します。

議　長

休憩いたします（午後2時7分）

再開いたします（午後2時8分）

3　番

この案件の説明は主として、所管建設課長になってありますが、主管向きの所術にあいて、実例などがもの足り不満されているが、所術の解説について御説明をお願い申します。可能性の度合いです、神ゆえが設計からゆえだけ生じされる可能性について。

教育長

じゃ申し上げます。今ての政府からの補助は100%可能性があるかどうかというふうな何でありますが、この体育館についてはやはりこれは沖縄全島に中学校4つの何があります。その中で中部の方で1棟、そこで中部の方では私達が検討した結果最も向うの要求に適するような何は嘉数中学であると、学級数からしてもそういうふうなことも制限がありますので、それでこれは向こうからの補助はやはり100%。これは確実にあると、それから給食センターのそれについてもしてもやはりこの年も90%。向こうから補助されております。従ってこの、これに対する、10%の何が、出来ればこれも100%向こうから来るところいうふうに思います。

3番

体育館関係と給食関係になっておりますが政府が補助金を支出する場合において、本年度でなければ、補助金を支出できないといったような政府における財政事情がからんでおります

すが。例えばどちらか一方は先にして、どちらか一方は後にするとそういったような期間のずれを出した場合に政府からいわゆる補助金について何か影響が考えられますか。

小中学校の児童生徒は、学習だけじゃなくて、身心ともに非常に重要な成長過程にあります。従いましてそれに必要な給食センター或は体育館の設置については、趣旨については何ら疑問することはありません。100%賛成であります。只それの実施方法について、例えば午前中においても質疑応答がなされましたが、3つの小学校が併用する所のいわゆるセンター制度この体育館は別と致しまして、給食センターの件について、ここまで持って来るに、即ち議会に議案を提案するという所まで持って来るに関係地域のいわゆる父兄、PTAの真摯剣な検討、そういったようなことが取られたかどうか、この辺の事情の説明をお願いします。

教育長 . . . . . .

これについては、委員会と致しましては、常に学校の方にはそういうふうなこと、大小、善天間小学校の方が、完全給食になったので、高数学校の方でもそういうふうな準備を進めて戴きたいというふうなことを申しております。各学校でとられたことにつきましては、その学校の方で一つ説明をお願いしたいとこう思う訳であります。

3番

説明のふさわしい方に説明させて結構であります。私は教育委員会の構成メンバーからの説明を期待します。なるべくだったら、何故ならばここに議案を提案されるまでには、教育委員会に充分なる慎重な検討を経て出されたことと思います。別に教育委員会を代表するとか云ったようなかた苦しい気持じゃなくて結構です。これが1校1校の単独給食施設だったら問題は別でありますが、いわゆる小中校の併用給食施設でありますので、現状に現状況に立脚した必要性を痛感したのか、

将来を見通しての検討されたかどうか、その辺の説明をお聞かせ願います。

教育委員長
既に出来た学校同様に父兄の協力を得ることすれば充分出来ると思います。

3番
得ることすればというのは、条件付みたいでありますが、父兄をして充分の趣旨を納得させて、認識させて、喜んで協力させることが出来ますかどうかです。私の質問の趣旨は。

教育委員長
はい、出来ます。

3番
解りました、以上です。

3番
65号案件につきましては、主管当局の教育委員会に対しては大体質疑は終りました。一言だけ市長にお伺い致します。それじゃ、休憩する前に教育委員会

に私は建物の建築した後の運営に必要な経費、その必要経費の財源について責任もてるかという質問に対して、教育委員会は責任もてるという答弁をしております。そこで実際の執行その他の関係者では市長はおられておりませんが、この対応費に関する限り予算の効率的運用という面において、無駄にしないために私は市長に先程教育委員会に聞いた同じ趣旨のことをお伺い致します。政府補助金並びに市からの助成金、対応費であります。これによって建物は出来ますが、それだけでは運営にはまだまだ及びません。従って内部施設その他必要経費がまだ出さなければいかないと思います。そこで建物が建築された後、実際に運営されるまでに必要経費の財源について、市長がどういう立場をとりますか。当然運営されることを期待して、予想して或は可決される、或は否決されるという案件でありますが、私が仮にこの案件が可決されたという前提で今質問しています

す。従いまして仮に可決されても建築に要する経費だけしか計上されておりません。運営に必要な付帯施設に関する経費は我々は承知しておりません。先程からの話を聞いておりますとPTA負担になるような印象を受けております。そうなった運営まで市長は責任を持てますか。議会に対して、市長の考え方です、要するに。

市　長

お答えします。これは私の所に出るまでには、この議会に送るまでには私と委員会と充分話し合いを致しまして、その運営費についても、各学校のPTA、或はその他において、充分出来るという確信を得まして、議会に私は提案しております。自信を持って提案しております。

3　番

解りました。私の質問が始まる休憩において、輸送車について話し合いがされておりましたが、この必要である場

合、車輌が必要である場合、これに関する経費は運用費としてみなすか、基本施設としてみなすか、市長の考え方をあらかじめお聞きかせ願います。これだけで済みますか、済まないかを聞きたい訳です。私は。

市　長

現在の所これだけで済ます考えであります。

3　番

現在はこれだけで済ますのである事は貴方が説明しなくても解っております。これだけしか書いてありませんから。将来これ以上の経費を負担しなければいかないのかどうか。

市　長

これは来年4月の問題になるかと思いますので、これが教育委員会の方でそういった問題検討して私の市長の所に来ると思います。その時に充分検討したいと思います。

3　番

いや、いや、教育委員会からその問題が市長の所に回ってきようがそまいが、仮に車輌が必要した場合、その車輌購入費は市長自身としては、基本施設に関する経費とみなすが、運営に関する経費とみなすか。私共がお聞きしているのは、この点であります。

市　長

これは運用に対する経費がになると、又ならなければいかんじゃないかと思います。

3　番

以上。

16　番

市長にお聞き致します。36,000ドルという起債、当然これは償還しなくちゃいかない問題であります。教育予算というものは、年々膨張しています。又、いかざるを得ないのであります。今年度の予算自体も充分でなかったということはこれは皆さん皆んな認めております。次年度からこれの償還そして又ふ

くれとがるであろう教育予算そうゆったものに対して市長は如何ような対処策をお持ちか、そこをお答え願います。

市　長

毎年我々の市におきましては財源が相当確保されております。これも委員会としては当初5年の計画をなされておりましたが、10年にした訳であります。そしてこれを年次的に支払いしていく訳でありますが、充分希望を持って償還の財源を確保する見通しは充分ついております。

16　番

私が申し上げたいのは、せめてこれは充分ということを敢することは、或は現時点では曖昧かも知れませんが、中訓地区のなみの程度の教育予算というものは、充分に編成できるということを確約出来ますかどうか。

市　長

これは今年でもいくらかおち

たかも知れませんけれども他の市町村に劣らないような予算を獲得するというふうに考えております。

11番

先程から補填の問題でありますが、この給食センターを完成するまでにP.T.Aの負担、受益者負担が17,000ドル位だと、これはあまりにも負担が大きすぎるというふうに私は見ておりますが、単独で設置した場合、これよりいくら位の額が多くなるかどうか。これが1点、更にもうひとつは、今の17,000ドルを受益者に負担させていいものかどうか、そういったような問題について、非常に不安でありますので、何等か軽減する措置はとられないかどうか、委員会の皆さんにお答え願います。

議長

休憩致します。(3時49分)

議長

再開致します。(3時50分)

5　番

非常に結構なことでございますので、その三つの案件が可決することにおいて、地域住民、地域の子供達非常に喜ぶんじゃないかと、又まちづくりしているんじゃないかとかまろに思う訳でございます。そういった意味でこれも立案しての案件も出されたと思いますので、大体の見通しについて、教育委員会の方々にお伺いしたいと思います。

大体何時頃着工し、何時頃から完全給食を実施する見通しであるかどうか。この一点だけお尋ね致します。

教育委員長

予算が成立すれば、施設課の方々ほとんどあそこの申請の場合に出されていますので、すぐ建築業者の指名入札して、それがどうしても3ヶ月はかかるんじゃないかと思います。

5　番

いや、完全に運営実施するという。

教育委員長
半年後になりやせんかと思います。

5番
大体、何時頃ですか。来年の4月頃には完全でございますか。

教育委員長
はい、来年の4月頃には。

5番
はい、以上です。

議長
質疑もだいぶで尽したと思っております。それで一応第65号議案並びに66号議案、陳情2号、以上3案件に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長

次、質疑がございませんので、質疑を打ち切り、採決いたします。
請第65号　教育委員を任命することについて、討論を終ります。

議　長

討論を省略したいと思いますが、他に討論ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議　長

次、質疑がございませんので、討論を省略することにいたします。

議　長

請第65号　教育委員を任命することについてを可決に決します。
可決することに次、異議ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議　長

次、異議がございませんので、本件については可決されました。

議　長

次は議案第66号1969年度立野川浄化センター外十箇所神ヒ予算の討論を許します。

議　長

討論者は本の声がございますが、ほかに発言ございませんか

（発言なしとの声）

議　長

ほかに発言がないので直ちに決定いたします。

議　長

議案第66号1969年度立野川浄化センター外十箇所神ヒ予算についてを挙手に付します。

原案通り可決することにほかに異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議　長

ほかに異議がございませんので、原案については、原案通り可決と定まりました。

議　長

次は陳情第2号を議題といたします。

休憩いたします（午後3時55分）

再開いたします（午後3時56分）

議　長

陳情第2号、第3回第二小学校増改築
準備についての陳情につきましては継
続審議といたしたいと思いますが、御
異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議　長

御異議ありませんので継続審議と
いたします。

議　長

休憩いたします（午後3時58分）

再開いたします（午後4時）

議　長

定刻4時になってありますが、本日の
日程がまだ終了してありませんので、
時間延長をしたいと思っておりますが
御異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

次里議員さんの質問に関連してもいかがです。

議長

議案審議中ではありますが暫時休憩致します。次会は建設についても再び上程いたします。本案に対する質疑ないようですので。

議長

(ないとのことなので)
(ないとのことなので)質疑終結

議長

議案審議中の諮問すべき事項に議案第69号 議案70号 議案第67号以上4案件については(事)政策企画室の方に対応していただいると思いますが次里議員さんが。

(里議員のとのこと)

議長

次里議員がいらっしゃいませんので原案決定いたします。
尚審査の方法は休会中に書面をもっていただきたい。

議長

なるほど何が原部終了いたしましたでいこれをもって原流を終ることにいたします。

議長

散会いたします